

令和3年度第9回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第9回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10につきましては先ほど話がありましたように取り下げられましたので、3-11の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。3-11について報告します。場所は■■■■より■ハ約■■■■の■■■■振興区にあります。神石高原町の■■■■があるんですがその手前約■■■■mのところでございます。12月20日に■■■■委員とこの案件の譲受人である■■■■さんと私の3人で現地調査を行いました。譲渡し人は労力不足で管理が困難で耕作ができず譲渡することにしたそうです。譲受人はこの畑が自宅の目の前にあり規模を拡大して大豆を作付けし農地の荒廃を防ぎたいと考え譲り受けることとしたそうです。土地登記簿謄本等、公図の写しが添付されており、また現地の状況を調査して問題ないものと思われま。審議の程よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-12、3-13の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-12について報告します。場所は■■■■から■ハ■■■■ほど行った■■■■地区です。12月18日に■■■■農業委員同行のもと譲受人の■■■■さんのお話を聞きながら現地確認調査しました。3条による所有権移転です。譲受人は現在借用地として3筆とも耕作されているんですが、譲渡し人は遠隔地であり耕作するのが困難なため譲渡したいとのこと。現地は3筆とも現在レンコンを栽培されています。以上でございます。

		<p>続いて受付番号3-13について報告します。3条による所有権の移転です。場所は■■支所から■■へ■■■■ほど行った■■■地区です。12月18日に■■農業委員と譲受人の■■■さん同行のもと調査しました。現在は借地として耕作されておりましたが、■■■さんに譲渡するということです。今現在稲作をして利用されています。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-14の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号3-14について報告します。場所は■■■■から■■■へ■■■■の場所にあります。■■■■の裏の畑と、■■■■と■■■■は小学校の南側にあります。新規就農されるということで、12月19日に■■■農業委員と調査しました。小学校の裏のほうは畑があり草が生えているんですが、草を刈られて耕作されるということです。審議のほうよろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-15の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>豊松地区の■■■です。受付番号3-15について報告します。場所は■■■■から■■■の方向■■■方面に向かって■■■■のところの田があります。12月21日に■■■農業委員と■■■さんで調査しました。申請農地の譲渡し人は高齢でありまた病院に通院されておりまして耕作することが困難となったので、譲受人が譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。審議の程よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-16の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■です。受付番号3-16について報告します。場所は■■■■から■■■へ■■■■ほど行った■■■地区と■■■■ほど行った■■■地区にあります。12月18日に■■■農業委員と譲受人の■■■■氏同行のもと確認調査しました。■■■地区の■■■■は現在耕作されていないんですが整地して来年は田んぼとして耕作されるということです。もうひとつの■■■地区の■■■■は借地として現在作付けをされています。来年も譲り受けて耕作をしたいということでした。よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-17の案件につきましては、空き家バンクに付随する農地としてすでに調査して頂いておりますので、今回は調査を依頼しておりません。</p> <p>続きまして3-18の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号3-18について報告します。場所は■■■■から■■■の方向へ■■■■、畑が■■■へ■■■ばかりのところにあります。■■■委員と調査しました。規模拡大ということで田んぼのほうは今年は耕作されておりませんが整備をされて柿を植えられるということでした。審議のほうよろしくお願いします。</p>
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>

	<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明させていただきます。航空写真を見て頂きますと分かると思いますが、3-14の■■■■、■■■■が1枚になっております。これは原則として■■■■からまず改良届を出して頂いた後に3条の申請をされるべきではありますが、議案作成中に気付きましたので今回承認されれば譲受人の■■■■のほうから改良届を出して頂くようにしております。この3-14号が現況写真を見て頂ければお分かりになると思うんですが、耕作するのは非常に困難であるところもあります。特に家の前や横がそうですが、これは空き家バンクに入られますので空き家バンク登録の時に所有者が条件として農地もすべて買ってくださいというふうに出されているそうです。そうなるとう空き家バンクに入られるかたは農地も一緒に取得して頑張るって作らなくてはいけないんです。この■■■■は頑張るって作るという意思表示をされておまして、木を伐採して作付けは秋になる予定で一作は必ずつけますと言われております。空き家バンクのほうに申し出ておまして、空き家バンクに登録する時に条件としてすべてつけられると言われても現地をよく確認して耕作できないようなところを条件にされると後で農業委員会の審議の時に困りますよと申し出はしてますので、農地と空き家を放して検討されたほうがいいんじゃないですかという申し入れはしています。現況写真を見てこれは無理だろうという委員さんもおられると思いますが申請人は何とかして秋には作るように頑張るというような意思表示が出ています。</p> <p>3-15の■■■■、■■■■も航空写真を見てもらったら2枚が現況1枚になっています。改良届を提出するようにお願いをしております。</p> <p>続いて3-18号の■■■■さんが譲り受けられるところの■■■■、■■■■、■■■■これが現況が1枚の筆となっております。ここも許可後耕作される時に改良届を提出するようにお願いしております。</p>
	<p>■■番</p>	<p>11番■■です。確認なんですけど3-10の■■■■と3-14の■■■■なんですけど現況写真を見ると建物は無いように見受けられるんですが航空写真を見る限り建物があるように見えるんですが、現地を確認されたかたどのような状況だったんでしょうか？</p>
	<p>事務局長</p>	<p>事務局から説明しますが雪が降っていたので現況写真では何番付近しか書いてないと思うんです。ですから全部が全部現況写真では撮れてません。航空写真で見る一番下の■■■■にはたぶん建物はありません。他のところはありました。今回冒頭で言いましたが3-10号につきましては取り下げになっておりますので、よろしくお願ひします。</p>
	<p>■■番</p>	<p>今の3-10は取り下げになったんですが、調査には私と■■■■推進委員さんに行って■■■■さんや■■■■さんと話しをする中で、どうも耕作が難しいなということで、■■■■さんのほうから取り下げるわという話しになったんですが、■■■■さんのほうは本当は売りたいかった。それでも耕作は</p>

		<p>■■■さん自身は出来ないということだったので、後からの反省で恩田さんは■■■のかたですが■■■のほうにも土地を購入されとって新規就農者という形ですがどうも道具もあまり無いような感じで日本語もたどたどしくてどうなのかなという感じで、耕作されると言っても現地もよく知らない感じだったのでこっちのほうが変わなと感じて強く勧めなかったところもあり、心配なのは■■■さんのほうは耕作できない状況でしたので対応がどうだったかなと後悔といいますか不安が残っております。</p>
	事務局長	<p>事務局から補足の補足になります。■■■さんは今うちが1町9反ですが新見市のほうで1町4反をすでに取得されて耕作されております。来年の1月5日に庄原市農業委員会のほうで1町2反の申請をされております。機械は借りて作るということです。何を作るかということ新見市農業委員会と話しをしたり庄原市農業委員会から連絡があったんですが、牧草と将来的には薬草を作りたいという思いだそうです。水稻はもともとは今作っているかたに作って頂きたいという意向でしたが、このかたがどこかの法人の構成員なら法人に貸してもいいんですがそうではありませんので、自分で耕作しなければならないということになってしまいますので、委員さん推進委員さんがその確認をされたところやはり無理だということで購入を断念されたそうです。しかしながら新見のほうで牧草は自然に生えているのか播種したのかよく分からないということでしたが、将来的には田んぼも雑草とか牧草を蒔いて畑地化して薬草を作りたいとのことで、東城では1町2反は計画通り1月5日の総会で許可を受ければ耕作するということになっているそうで、新見東城のほうできちっとできるようになったらまたお願いすることがあるかもしれません。以上です。</p>
	■■■番	<p>3-10の件は了承しました。3-14の■■■の畑ですがこれについて航空写真を見るかぎりでは小屋が見受けられるんですが、これは問題がないのかどうか確認をしたいんですが。</p>
	事務局長	<p>■■■も農作業用の倉庫が建っているんですが、現況写真は近い所から撮っているのでよく分からないかと思いますが木の向う側に農業用倉庫があります。農業用倉庫ですので200㎡未満の転用届を出してもらうようには致します。家の前の■■■番とか右側に続くんですが■■■が非常に元に戻るのが大変ではないかというふうに現場へ行って感じました。しかしながら本人さんはチェーンソーで木を切って重機を持って来て農地に戻してやるよという意思表示をされております。よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第2号議案	議長	<p>続きます。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p>

		を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-22の案件につきまして、 推進委員をお願いします。
	 番	 担当の 番 です。去る12月21日 委員と 様3名立ち合いのもと現地確認をさせて頂きました。始末書等も出ておりますが、平成14年5月頃に家を建築されてその後生活をされております。近隣に対する迷惑等もないと思われま。審議の程よろしくお願い致します。
	議 長	ありがとうございました。4-23の案件につきまして、 委員をお願いします。
	 番	 地区担当の 推進委員が欠席のため が報告します。受付番号4-23について報告します。場所は国道より 八約 より に のところにあります。調査日時は12月20日に 推進委員と私と申請者の さん同行のもと調査しました。調査内容は牧場から一部農業施設として牛舎、農業用資材置き場に転用したいということで出されています。航空写真と現況写真を見てご覧の通りすでに建物が建っています。この建物は平成22年に建てられたそうです。添付書類として土地の登記簿本、公図、被害防除措置計画書そして始末書も添付されております。この農地は2種農地であり周辺の農地や民家への影響はないものと思われま。よろしくお願い致します。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	 番	これは農地パトロールで分かったということでしょうか。それとも何か他の理由で分かったんでしょうか。
	事務局長	事務局から説明します。農地パトロールの時に航空写真で現況が農地でないものに転用されてますので確認して頂いた上で所有者のかたにこうゆう申請をしてくださいと依頼しています。ですので、今回追認で出して頂きました。4-22については航空写真で見て頂くと家の手前のところにあるんですけども は転用許可が出ているんです。古い時代でありまして雑種地で転用許可がすでに出ているんです。 はため池か池沼です。かんがいで使われていればため池ですが、そうでなければ池沼となってしまいますが雑種地になってますので当初その昔平成17年の12月11日に指令福農第何号かまでは記録はないんですが露天駐車場で許可が県のほうから出ています。ですが駐車場ではないんです。宅地の一部は にかかっていますが は宅地となっておりますしてここは転用許可申請も出てませんし、許可も出ておりません。そのことを家のかたは全く気が付かなかったということで今回提出されたわけではありますが、 は置いておいて の整理をお願いしますということで、ここは宅地造成で2m以上造成されています。本来は宅地の擁壁についても色々あるんで

		<p>すがそれは農地法とは関係ありませんので置いて、まだ転用申請が出ていないということで申請の願いをしました。ご本人さんもそういうことを知らなかったので申し訳ないことをしたとおっしゃっておられまして許可がでると地目のほうも変更していくという思いも言われています。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第3号議案	議 長	<p>続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-23の案件につきまして、 推進委員をお願いします。</p>
	 番	<p> 地区担当の です。受付番号5-23について報告します。場所は県道 線の の約 の 地区にあります。12月20日に 委員と の代理人であります 行政書士と私の3人で現地調査しました。譲渡し人は高齢により耕作困難な状況にあるため譲受人の要望に応え申請地を売却するものであります。譲受人は売電事業を継続し安定した売電収入を得るため申請地を譲り受け太陽光発電設備に転用し太陽光発電パネルを設置するものです。ただ 行政書士の話しによると設置場所の面積が当初申請したものより変更が生じ太陽光パネルの枚数も若干変わってくるため再度申請のし直しが必要になってくるので今回の総会による申請にならないと思いますが、事務局のほうには変更または再申請の詳しい事柄は出ていないでしょうか。認めるわけにはいかないと思うんですが。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。これは後から説明してもらいます。5-24、5-25の案件につきまして、 推進委員をお願いします。</p>
	 番	<p> 担当の です。受付番号5-24、5-25について報告します。場所は から のほうに向けて の方向に のところにありまして12月21日に 委員さんと 同行のもと現地調査しました。譲渡し人は何年もこの畑を耕作していないということでソーラーパネルを考えておられました。周辺に迷惑が掛かるということはないように思いました。それから受付番号5-25ですが場所が 方面に向かって の方向約 のところにあります。12月21日に 委員さんと 同行のもと調査しました結果、ここも何十年も作っておられないということで、近隣に迷惑が掛かるということはないように思いました。どうか審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>報告が終わりました。まず5-23の説明を事務局のほうからお願いし</p>

	<p>ます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まず5-23号ですが今現在設計書の添付がありません。資金証明はありますが見積書が出ていません。それと代理人の■■■■書士の話し等ありましたが、その話しを詳しく説明すると航空写真17ページをご覧ください。旗が建っているところが今回申請の■■■■でございます。その上の■■■■と■■■■が見えると思いますが、この2筆は令和元年9月27日総会5-31号の太陽光発電装置で許可しているところであります。ですがこの2筆5-31号につきましては3カ月後の事業進捗状況も提出されておられません。1年後には完成させて下さいという条件を付けていますが、1年後の完了報告もありませんし現地もできていません。となると履行延期承認申請がいるわけです。パネルが入らないのでいつまで待って下さいという計画をつけていつまで延期という書類がいきます。しかしながらそれも出ておられません。今回■■■■が出ましたがこれも合わせた計画になっております。3筆合わせた計画になっておりますので、先ほど言いました5-31号で許可した■■■■の事業計画変更の承認が必要です。これは総会にはかけることはありませんが事務局長の専決で承認しているんですけども、事業計画変更の承認申請が出ておられません。ですので、今回申請があった時にまず事業計画変更の承認申請をして下さい。そしてその筆はまだできていないので現地の写真を撮って未着手ですよという報告をして下さいとこちらのほうから依頼しましたが、いまだありません。この■■■■はこの他にも5-31号33号34号35号の4件申請が出て許可しておりますが、先ほど言いました事業進捗状況報告もなければ履行延期承認申請も出ておられません。ですので令和3年6月14日付けで農地法の運用についての制定が新しくありまして、立地基準以外の基準というところで事業者が信用があると認められないに該当すると思われます。ですので、今回の総会で許可に該当すると思われますが、この事業者等が書類を整備しただい出すということと言われてますので今回は保留にして頂いて、書類が整いしだいまだ審議して頂ければと思います。</p> <p>それと5-24号の■■■■さんと■■■■もまだ代替地の検討が出ていませんでしたが今朝出ましたのでここはそのまま審議をして頂ければと思います。</p> <p>5-25号ですが議案のほうには譲渡し人が■■■■と書いてますがこのかたは死亡されております。ですので、議案で私が読み上げましたが■■■■が申請人になっておりますがまだ登記はされていません。登記ができていない場合は■■■■さんへの遺産相続分割協議書の添付が必要になってきます。この代理人に確認したところ書士の先生に渡して書士の先生が法務局に提出して控えないそうです。なので、法務局からもらうとなるとそれを取り下げてもらわなくてはいけなくなるそうなので、今回は添付できませんとのこと。これは農業委員会が聞いても教えてくれませんし行っても写しはくれません。提</p>

		<p>総会までに校正をお願いしています。揃わなかった分については総会の日に説明させてもらっています。それで委員さんは許可か不許可かを判断して頂くということになっている次第であります。以上です。</p>
	■番	<p>要するに申請があった場合は受理して総会にあげる手続きをせざるを得ないと。本来は書類がでてないと総会にかからないわけですがそれは個人の都合もあって揃わない時もあるんだけど、総会までに必要書類が揃わなかったら総会でその旨を言って皆さんに議決してもらうという話して理解していいでしょうか。</p>
	事務局長	<p>申請人のかたにはそのことはすべて説明しています。揃わなかったらまだ受付番号を取っていなかった場合は取り下げにもなりませんから今回は提出するのを待って次回にするというかたもいらっしゃいます。総会までに揃えるからこのまま受け付けてくれというのが今回で、受付しましたがまだ出ていけませんので先ほど説明しましたように皆さんがたで不許可にするか保留にするかの審議をして頂いています。その説明の上ですべて揃えてから出そうというかたもいらっしゃいますので取り消し願いは出さずにそのまま提出せずに次回にしようというかたもいらっしゃいます。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」5-23、5-25は保留、5-24について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (多数賛成) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。 ただし5-23、5-25については許可保留ということで処理をさせて頂きます。</p>
第4号議案	議長	<p>続きまして議案第4号「農用地利用集積計画（第71号）について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
		<p>(担当者説明)</p>
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農用地利用集積計画（第71号）について」を採決しますが、議事参与のある案件から採決します。 まず、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-9、8-4を採決しますので、■委員は退室してください。 (採決) ■委員は入室してください。 続いて4-6、4-24、4-25、8-14を採決しますので、■委員は退室してください。 (採決)</p>

		<p>■■■■委員は入室してください。 続いて5-1、5-2、5-3、5-4、5-10、5-11を採決しますので、■■■■委員は退室してください。 (採決)</p> <p>■■■■委員は入室してください。 続いて2-35を採決しますので、■■■■推進委員は退室してください。 (採決)</p> <p>■■■■推進委員は入室してください。 続いて4-39を採決しますので、■■■■推進委員は退室してください。 (採決)</p> <p>■■■■推進委員は入室してください。 その他の案件を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時53分

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和4年1月27日

■

■番
■委員

■番
■委員